

# 令和2年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

令和2年3月策定

秋 田 市

# 目 次

## 第1章 ごみ処理実施計画

1	実施期間	1
2	ごみの種類および排出量見込み	1
3	ごみの分別区分による処理方法	
	(1) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	1
	(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	2
4	ごみ減量施策等	
	(1) ごみの発生抑制等の推進	
	ア 家庭系ごみ減量・分別の啓発	2
	イ 事業系ごみ減量・分別の啓発	2
	ウ 生ごみの水切り	2
	エ 雑がみの分別	2
	オ 食品ロスの削減	3
	カ 電気式生ごみ処理機の購入に対する補助	3
	キ 家庭ごみの有料化	3
	(2) ごみの再資源化の推進	
	ア 生ごみの堆肥化	3
	イ 資源集団回収	3
	ウ 古紙ステーション回収システム	3
	エ 使用済み小型家電の拠点回収	3
	オ 生ごみの再生活用	3
	(3) その他のごみ関連施策	
	ア 家庭ごみ処理手数料の負担軽減	3
	イ ボランティア袋の交付	3
	ウ ごみ集積所設置費等の補助	3
	エ 一般廃棄物処理施設整備基金の積立て	3
	オ ごみ集積所の巡回	3
	カ 展開検査の実施	3
5	収集・運搬計画	
	(1) 収集区域の範囲	4
	(2) 収集方法等	
	ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）	4
	イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）	5
	ウ 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日	5
	エ 本市で収集・処理しないごみ	6
6	中間処理計画	
	(1) 熔融処理	6

(2) 破碎・資源化处理	6
(3) 資源化处理	7
(4) 選別保管	7
(5) 資源化处理（民間資源化施設）	7
7 最終処分計画	7
8 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）	7
(参考) ごみ処理計画フロー	8

## 第2章 生活排水処理実施計画

1 実施期間	9
2 し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み	9
3 し尿・浄化槽汚泥の処理方法	9
4 し尿・浄化槽汚泥の処理方針	9
5 収集・運搬計画	
(1) 収集区域の範囲	9
(2) 収集方法	9
(3) 中間処理計画	10
(参考) 生活排水処理計画人口	10



## 令和2年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画で定める事項の実施のために必要な事業について定める法定計画である。

### 第1章 ごみ処理実施計画

#### 1 実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

#### 2 ごみの種類および排出量見込み

種 類	排 出 量		合 計
家 庭 ご み	56,375t/年	154t/日	113,331t/年
事 業 ご み	36,202t/年	99t/日	
粗 大 ご み	3,633t/年	10t/日	
資 源 化 物	17,105t/年	47t/日	
水 銀 含 有 ご み	16t/年	0.04t/日	

#### 3 ごみの分別区分による処理方法

(1) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬 主 体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭ごみ	市	市	熔融	市	埋立
粗大ごみ	市	市	破碎・熔融 選別（資源化）	市	埋立
資 源 化 物	金 属 類	市	市	破碎・選別	—
	空きびん	市	市	選別・圧縮 ・梱包	—
	空き缶 ペットボトル 缶・スプレー缶	市	市	選別・梱包	—
	使用済み 乾電池	市	民間事業者 <sup>(注1)</sup>	資源化	—
	使用済み 小型家電	市	民間事業者 <sup>(注1)</sup>	資源化	—
古 紙	協同組合秋田 古紙回収協会	民間事業者 <sup>(注1)</sup>	資源化	—	—
水銀含有ごみ	市	市 民間事業者 <sup>(注1)</sup>	選別・梱包 水銀回収	—	—

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分別区分		収集運搬 主 体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
事業ごみ		許可業者 排 出 者	市	溶融	市	埋立
粗大ごみ			市	破砕・溶融 選別（資源化）	市	埋立
資 源 化	金属類		市	破砕・選別	—	—
	空きびん 空き缶 ペットボトル		市	選別・圧縮 ・梱包	—	—
	古紙		民間事業者 <sup>(注1)</sup>	資源化	—	—
物	再生利用向け 食品系廃棄物	指定業者 <sup>(注2)</sup>	民間事業者 <sup>(注1)</sup>	堆肥化 バイオガス化	—	—

注1…民間事業者は、6(5)で掲げる民間資源化施設を運転・管理するものをいう。

注2…指定業者は、秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成28年秋田市規則第9号）第4条第1号で規定する再生輸送業の指定を受けたものをいう。

#### 4 ごみ減量施策等

##### (1) ごみの発生抑制等の推進

###### ア 家庭系ごみ減量・分別の啓発

(ア) ごみ減量キャンペーン等のイベントの開催や、広報番組等の様々な媒体を活用し、ごみの減量につながる取組を促すほか、適正な分別の啓発を行う。

(イ) プラスチックごみの削減に向けた市民意識の醸成を図るため、市内のプロスポーツチームと連携し、マイバッグやマイボトル持参の啓発を実施するほか、商店街に対しマイバッグを提供し、参加店舗で、希望する買い物客にマイバッグを貸与する事業を試験的に実施する。

###### イ 事業系ごみ減量・分別の啓発

多量排出事業者に対して廃棄物管理責任者の選任および減量計画書の提出を求めることにより減量・分別の取組を促すとともに、直接事業所を訪問し、取組状況の確認を行う。また、ごみ減量等への取組に優れた事業者を表彰し、その取組を広く周知する。

多量排出以外の事業所に対しては、ごみの減量や適正排出等の啓発チラシを配布し取組を促す。

###### ウ 生ごみの水切り

家庭から出るごみの約50%を占める生ごみの減量を一層推進するため、ごみ排出量が最も多くなる8月を「オールあきた水切り月間」とし、啓発活動を集中的に実施する。

###### エ 雑がみの分別

雑がみ分別袋を作成し、雑がみ分別の啓発を行う。

- オ 食品ロスの削減
  - (ア) 食品ロス削減月間である10月に食品ロス削減に特化したイベントを開催する。
  - (イ) 食べ物を大切に残さずおいしく食べきる「もったいないアクション」について市民に啓発するとともに、宴会場や飲食店での食べ残しを減らすため、事業所の協力を得ながら、協力店の拡大を図る。
  - (ウ) 食品ロスや生ごみの削減を推進するため、使い切りレシピ集を活用した調理実習や試食会を行う。
  - (エ) 家庭ごみに占める食品ロスの割合やその実態を把握し、本市の実情に即した効果的な食品ロス対策を検討するため、食品ロス実態調査を行う。
- カ 電気式生ごみ処理機の購入に対する補助
  - 家庭における生ごみの減量を促進するため、電気式生ごみ処理機の購入に補助する。
- キ 家庭ごみの有料化
  - ごみ集積所に排出される家庭ごみの処理に係る手数料を徴収することにより、経済的動機付けによるごみの減量・分別の促進を図る。
- (2) ごみの再資源化の推進
  - ア 生ごみの堆肥化
    - 生ごみ堆肥化容器(コンポスター)の購入費を補助するほか、生ごみ堆肥づくり講座を開催し、家庭から排出される生ごみの堆肥化を推進する。
  - イ 資源集団回収
    - 集団回収の実施団体および回収業者に奨励金を交付し、市民団体が自主的に地域の資源化物を回収する資源集団回収を推進する。
  - ウ 古紙ステーション回収システム
    - 古紙の適正分別を啓発するとともに、必要に応じ回収経費を助成し、民間事業者が実施する古紙のステーション回収を推進する。
  - エ 使用済み小型家電の拠点回収
    - 市関連施設やスーパー等に小型家電回収ボックスを設置し、小型家電に含まれるレアメタルをはじめとした有用金属の再資源化を推進する。
  - オ 生ごみの再生活用
    - 食品関連事業者等に対し民間の再生活用施設への排出を呼びかけ、生ごみの再生利用を推進する。
- (3) その他のごみ関連施策
  - ア 家庭ごみ処理手数料の負担軽減
    - おむつや腹膜透析パックを資源化物用指定袋で排出することに抵抗がある方に対し、申請により、家庭ごみ用指定袋を交付し、手数料の負担を軽減する。
  - イ ボランティア袋の交付
    - ごみ集積所や公道等の清掃を行う町内会等にボランティア袋を交付し、地域の環境美化を推進する。
  - ウ ごみ集積所設置費等の補助
    - ごみ集積所の設置や修繕、被せネット購入費等を補助し、町内会等の費用負担を軽減するとともに、ごみ集積所の美化を推進する。
  - エ 一般廃棄物処理施設整備基金の積立て
    - 家庭ごみ処理手数相当額のおおむね2分の1の額を処理施設の整備等関連事業に要する経費に充てる基金に積立て、将来世代の負担を軽減する。
  - オ ごみ集積所の巡回
    - 不適正排出をはじめとしたごみ集積所に関する様々な問題に対処するため、パトロールを実施するとともに、啓発・改善指導を行う。
  - カ 展開検査の実施
    - 総合環境センターに搬入される収集運搬許可車両の廃棄物の内容を定期的検査し、不適正排出事業者等に対し適正排出を指導する。

## 5 収集・運搬計画

### (1) 収集区域の範囲

秋田市全域

### (2) 収集方法等

ア 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分別区分	排出方法	収集回数・方法	収集車両	収集運搬量	
家庭ごみ	有料指定ごみ袋(注1)	週2回(注2) ステーション収集	委託51台	56,375	
粗大ごみ(注3)	証紙(シール)を貼付	週1回 申込制による戸別 有料収集	委託3台	512	
資源 化 物	空きびん	プラスチック製回収箱	委託13台	2,032	
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱		5	
	空き缶	資源化物用指定ごみ袋		928	
	使用済み乾電池	透明の小袋および資源 化物用指定ごみ袋		12	
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋	ステーション収集	委託51台	1,003
	古紙 (新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ)	品目ごとに紙ひもで結 束	ステーション収集	協同組合 秋田古紙 回収協会 12台	5,692
	金属類	資源化物用指定ごみ袋	月1回(注4) ステーション収集	委託51台	577
使用済み小型家電	小型家電専用回収箱	拠点回収(注5)	直営4台	22	
水銀含有ごみ (蛍光管、水銀体温計・温度計・血圧計)	品目ごとに購入時の箱 等に入れた後、透明袋	月2回(注4) ステーション収集	委託13台	16	
市 民 の 責 務 等	家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。				
	家庭ごみ、資源化物および水銀含有ごみは収集日の午前6時から午前8時までまでに決められたごみ集積所に出すこと。なお収集日に出す量は2袋までとするよう努めること。				
	粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙を貼付し、収集日の午前9時まで指定された場所へ出すこと。				
	引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。				
	市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理すること。				

注1…有料対象外となる刈草・落葉、おむつは、資源化物用指定袋を使用することができる。

注2…12/30(水)～1/3(日)を除き、国民の祝日および振替休日にも収集を行う。

注3…収集運搬時に特別の扱いを要するもの（石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・鉄アレイ・コイルスプリング等の自動車部品等）は、大きさにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

注4…12/29(火)～1/3(日)を除き、国民の祝日および振替休日にも収集を行う。

注5…回収日時は、各施設の開館時間内による。



イ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）（単位：t）

分別区分	排出方法	収集方法	収集車両	収集運搬量	
事業ごみ	半透明 <sup>(注1)</sup> の袋又は無色透明 <sup>(注2)</sup> の袋	排出者が自ら運搬又は許可業者が戸別収集	19社 99台	36,202	
粗大ごみ	—			3,121	
資源 化 物	空きびん			プラスチック製回収箱	385
	空き缶			無色透明の袋 <sup>(注2)</sup>	46
	ペットボトル			無色透明の袋 <sup>(注2)</sup>	117
	金属類	無色透明の袋 <sup>(注2)</sup>	2		
再生利用向け 食品系廃棄物	プラスチック製容器等	排出者自ら運搬又は指定業者 <sup>(注3)</sup> が戸別収集	7社 14台	3,011	
事業者 の 責 務 等	分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。				
	町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。				
	本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の受入基準に従うこと。				

注1…袋4枚を重ねて新聞の文字が判読できる程度のことをいう。また、旧家庭ごみ用指定袋を使用しても差し支えない。

注2…資源化物用指定袋を使用しても差し支えない。

注3…指定業者は、秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成28年秋田市規則第9号）第4条第1号で規定する再生輸送業の指定を受けたものをいう。

ウ 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日

施設名	所在地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺 豊成字虚空 蔵大台滝1 番地1	8:00～16:30	日曜、祝日および年末年始 【12/29(火)～1/3(日)】

※ 再生可能な古紙は、原則受入しない。また、開場時間および受入休業日は、変更となる場合がある。

エ 本市で収集・処理しないごみ

区 分	品 目 例
有害性のある物	バッテリー、農薬、在宅医療廃棄物(注1)等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン、廃油、塗料等
著しく悪臭を発する物	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール、ドラム缶、ホームタンク(100L超)、ボイラー、モーター(5kg超)、丸太、耐火金庫、ピアノ、鉄板(50cm超)等
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物(注2)	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パーソナルコンピューター(注3)	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池、ボタン型電池
上記のほか、リサイクルルートが確立されている物	自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器等

注1…注射針等の鋭利なもの、血液の付着した感染性を有するもの。

注2…小売業者又は許可業者(男鹿市1社6台、潟上市5社9台含む。)または排出者自らが指定引取場所まで収集運搬する。

注3…使用済み小型家電の拠点回収に排出されたものを除く。

## 6 中間処理計画

### (1) 熔融処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 熔融施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	460 t / 日	99,702t	埋立 2,766t

※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥)を含む。

### (2) 破碎・資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	10 t / 5 h	4,206t	溶融 3,492t
秋田市総合環境センター 第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地3	32 t / 5 h		

## (3) 資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番 地1	空き缶 28 t / 5 h	4,516t	溶融 534t
		空きびん 36 t / 5 h		
		ペットボトル 10 t / 5 h		

## (4) 選別保管

施設名	所在地	廃棄物種類	処理計画量
秋田市総合環境センター 水銀含有ごみ分別保管施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	水銀含有ごみ	16 t
秋田市総合環境センター リサイクルプラザ		使用済み乾電池	12 t
秋田市総合環境センター 旧焼却棟		使用済み小型家電	22 t

## (5) 資源化処理（民間資源化施設）

施設名	廃棄物種類	処理計画量
日本製紙秋田サポート(株)ほか	古紙等	8,965t
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する 法律第11条で規定する認定事業者の施設	使用済み小型家電	22t
野村興産(株)イトムカ鉱業所	使用済み乾電池 水銀含有ごみ	28t
秋田協同清掃(株)七曲工場堆肥化施設	再生利用向け食品廃棄物	20t
(株)ナチュラルエナジージャパン秋田メタン 発酵ガス化バイオマス発電所	再生利用向け食品廃棄物	2,991t

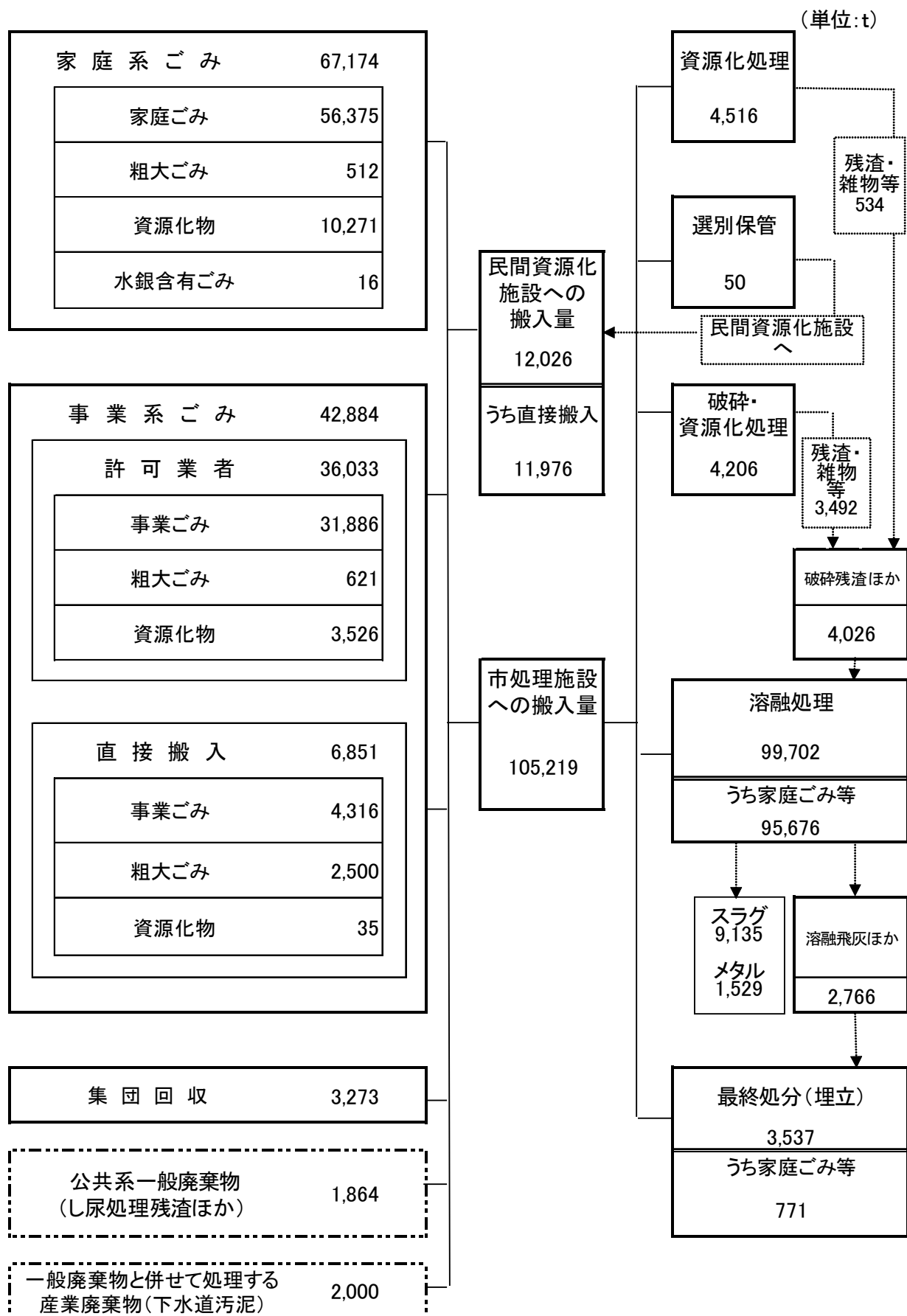
## 7 最終処分計画

施設名	所在地	全体容量	処理計画量	残容量
秋田市総合環境センター 最終処分場	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝地内	1,500,000m <sup>3</sup>	3,537t	約176,100m <sup>3</sup> (元年度末)

## 8 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設（搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設）

施設名	所在地
溶融施設 前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地3

(参考)ごみ処理計画フロー図



## 第2章 生活排水処理実施計画

### 1 実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 2 し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

種類	排出量		合計
し尿	13,308kl/年	36kl/日	34,211kl/年
浄化槽汚泥	20,903kl/年	57kl/日	

### 3 し尿・浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	固液分離・希 釈放流方式	県	標準活性 汚泥方式
浄化槽汚泥	許可業者				

### 4 し尿・浄化槽汚泥の処理方針

環境負荷低減に配慮しながら、安定的かつ適正な処理を行う。

また、浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る。

### 5 収集・運搬計画

#### (1) 収集区域の範囲

秋田市全域

#### (2) 収集方法

種類	収集方法	収集車両
し尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集	6社32台
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥収集運搬許可業者が戸別収集	6社32台

(3) 中間処理計画

施設名	所在地	受入時間	受入休業日
秋田市汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目 13番1号	7:00～16:30	第2・第4土曜、日曜、 祝日および年末年始 【12/30(水)～1/3(日)】
処理方式	公称能力	処理計画量	汚泥排出量
固液分離・希釈放流方式	175k1/日	し尿 13,308k1 浄化槽汚泥 20,903k1	1,241t (秋田市総合環境センターで溶融処理)

※受入および休業日は変更となる場合がある。

(参考) 生活排水処理計画人口

区分	人口(人)
行政区域内人口	308,163
水洗化・生活雑排水処理人口	283,502
公共下水道	258,467
農業集落排水	8,637
浄化槽(合併処理)	16,398
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	13,362
非水洗化人口(くみ取り)	11,299

(平成31年3月31日現在)